

## 規制改革会議 医療TF 質問に対する回答

問 質問事項「1. IT化の推進による質の医療への転換」の⑤(包括支払方式の対象拡大等)について、回答に「対象の拡大や要件の見直しについては中医協で検討すべきものと考えている。」とあるが、当該検討する場合は、中医協ではなく、社会保障審議会という整理のはずではないか。

(回答)

- 1 前回の質問は、  
「平成 20 年度診療報酬改定において、標準的な治療方法が確立されており、手術に伴う入院期間及び費用に大きな変動のない 15 歳未満の鼠径ヘルニアの入院医療について包括支払方式としたとのことだが、このほかに、欧米で実際に行われているもの等で、「標準的な治療方法が確立されており、手術に伴う入院期間及び費用に大きな変動」がなく、我が国でも導入できるものは考えられないか。また、併せて、このような要件設定自体を見直すことは考えられないか。」  
というものであり、この質問に対して、中医協で検討すると回答したところ。
- 2 今回の改定で導入された一手術当たりの支払方式については、社会保障審議会医療保険部会・医療部会において取りまとめられた「平成 20 年度診療報酬改定の基本方針」で打ち出された「医療計画見直し等の医療法改正を踏まえ、病院等の医療機能の分化・連携を図るとともに、医療資源を効果的・効率的に投入することにより、必要かつ十分な医療を確保しつつ、引き続き、平均在院日数の短縮に取り組んでいくことが必要である。このため、入院医療の評価の在り方や、急性期入院医療における診断群分類別包括評価(DPC)の支払い対象病院の在り方や拡大等について、引き続き、検討すべきである。」との基本方針に基づき、中医協での議論を経て、試行的に導入したものである。

問 規制改革推進のための3か年計画(改定)「10医療関係 エ診療報酬」の⑦質に基づく支払いの推進について、「平成20年度検討開始」とされている内容の措置状況如何。

(回答)

- 1 前回の回答でお答えしたとおり、平成 20 年度改定においては、回復期リハビリテーション病棟入院料の加算の要件として、試行的に、居宅等への復帰率という質の評価に関する要素を導入したところ。
- 2 このような取組の検証を行い、質に基づく支払の在り方について中医協で検討していくこととしている。